

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

津市

三重県安芸郡河芸町

2 構造改革特別区域の名称

複合型産業集積特区

3 構造改革特別区域の範囲

津市及び三重県安芸郡河芸町の区域の一部（中勢北部サイエンスシティ）

4 構造改革特別区域の特性

中勢北部サイエンスシティ（以下「サイエンスシティ」という。）は、「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律」（以下「地方拠点法」という。）に基づく産業業務施設再配置の受け皿となる業務拠点「津オフィス・アルカディア」を核として、その周りに生産や流通、住宅を担う区域と公園を一体的に整備した、国と地方の協同による約165haの複合型産業集積拠点である。

サイエンスシティを構成する津オフィス・アルカディアと流通用地は平成12年12月、産業用地は平成13年7月からそれぞれ分譲を開始するとともに、住宅用地を平成14年9月から分譲し、また、隣接する大規模総合公園の一部を平成13年4月から開園してきている。

サイエンスシティは、市街地の近郊に位置する地理的な特長を有するため、

基礎・応用研究機関である国立大学法人三重大学(以下「三重大学」という。)や公設試験研究機関との連携が行いやすいばかりでなく、優れた高速交通アクセスや中部国際空港(セントレア)に短時間で直結する海上アクセス「津なぎさまち」を有するなど国内外主要都市への交通ネットワーク面においても高い優位性を持った区域である。

また、津市は、既に三重県が認定を受けている「みえメディカルバレー創生特区」の対象区域として設定されており、サイエンスシティは、外国人研究者やメディカル分野に関連する特定事業に携わる外国人が三重大学との共同研究を行う活動拠点とも位置づけられている。

サイエンスシティは、これら優位性と各機能を担う区域の集合化により、新たな産業創出や地域産業振興に資する先端的産業の研究開発から製造、物流に至る一貫した産業活動を一元的に行うことができる新たな産業集積の受け皿となっている。

このため、これら機能と優位性を生かしつつ、用地賃貸制度や外国企業の積極的な立地支援策を時宜に合わせて講じることにより、サイエンスシティへの国内外の先端的産業の事務所・研究所やその生産工場などの集積を実現することが、地域の安定した雇用の場を確保し、地域における経済発展や活力増進を図るうえで必要である。

5 構造改革特別区域計画の意義

サイエンスシティは、まちづくりの基本目標のひとつである「生き生きとして魅力ある県都づくり」を実現するため、基礎・研究開発機関である三重大学や公的試験研究機関等の立地する地域特性を生かし、「県民しあわせプラン(三重県、平成16年4月策定)」では、「戦略的な企業誘致により短

期間に多くの企業立地を誘導する」重点プログラムの受け皿として、また、津市第4次総合計画中期基本計画（津市、平成13年4月策定）では、高度情報通信の拠点機能を有した研究開発や先端的産業を中心とする新たな産業業務の拠点づくりの事業として重点的に位置づけられたものである。

このため、サイエンスシティにおいて、国内企業はもとより、グローバルな企業活動を展開しようとする外国企業の立地により、国内外の企業が相乗して産業構造の高度化や多様化を進めることが、多様な選択が可能な就業の場を確保するばかりでなく、次世代を担う新たな産業の創出や新製品の開発などを誘引、促進し、「住み」「働き」「憩う」の多様な機能が一体となった先端的な都市空間の形成の実現に貢献するものとなる。

さらに、津市は、グローバルな企業活動を容易に実現するため、中部国際空港（セントレア）と短時間で直結する海上アクセス「津なぎさまち」を平成17年2月から開港してきており、特に、外国企業の事業所等の立地を受け入れやすい環境を整備してきている。

こうした中で、国施策として、平成15年度から5年間で日本国内への直接対内投資を倍増する取り組みが積極的になされてきていることを勘案すると、外国企業が日本国内での活動を支援するための施策を適切に講じることで、サイエンスシティへの外国企業の立地と集積を促進することとなり、このことが、国と地方の相互施策の実現に大きく寄与し、外国企業の直接対内投資倍増の目標達成に貢献するモデルとなるものである。さらに、国と地方が相互に産業集積の受け皿を分担しながら活力ある地域を形成するために、双方の方向と力を合わせるサイエンスシティ事業の取り組みと成果が全国的な産業集積と外国企業誘致の取り組みに大きく波及するものである。

また、国内外企業の立地に関わって、サイエンスシティでは、賃貸による

業務用地取得の制度も平成16年1月以降、構造改革特区として導入してきており、こうした選択的立地支援の取り組みも前述したものに加えて極めて重要であり、必要なものである。

これとともに、サイエンスシティに立地した国内外の企業がいきいきと事業活動を進められる高度な情報基盤整備を併せて行うことが必要であると考えているところである。

このため、サイエンスシティには、情報通信、ナノテク、バイオ・メディカル関連分野など成長が期待される産業の集積に寄与するインターネット相互接続点や高速大容量な情報通信インフラが民間活力により整備されてきている。

これら重要なインフラ整備が、「官」や国内の主要な「民間事業者」ではなく、地域の「民間事業者」の主要事業としてサイエンスシティに提供されてきており、こうした国と地方のみならず地域の民間事業者を含めた相互協力により地域の活性化が取り組まれてきている点を特筆したい。この三位一体の取り組みが「情報通信技術」の進展に支えられた情報通信、ナノテクやバイオ・メディカル関連分野などの先端的産業の立地や集積に大きく貢献することとなり、その成果が全国的なモデルとなりえると考える。

これら取り組みが、サイエンスシティへの国内外企業の立地と集積化に向けた大きな牽引要因となり、外国企業の日本国内への直接的対内投資の促進に貢献するとともに、サイエンスシティの整備目的である複合型産業拠点の早期形成が図れ、地域の雇用確保や複合的な産業活力拠点の整備実現を促進することが可能となるものである。

6 構造改革特別区域計画の目標

国内企業と併せ、外国企業の立地促進を図ることで、サイエンスシティにおける複合型産業拠点の早期形成を図り、新たな設備投資に伴う地域の雇用確保や複合的な産業活力拠点の整備実現を促進することが重要である。

このため、特区申請区域であるサイエンスシティにおいて、新たな成長が見込まれるもののうち特に情報通信とバイオ・メディカル関連分野の事務所・研究所とそれら先端的産業の工場等を立地しようとする外国企業の国内準備事務所等の立ち上げと開設を支援することで、地域の経済と産業の振興に資する複合型産業拠点を業務拠点区域「津オフィス・アルカディア」を中心に一体的に形成し、国内外企業の産業集積を促進するとともに、新たな雇用の場の確保を図ることを目標とする。

そこで、この目標を実現するため、この計画においては、特区制度の導入により、サイエンスシティの中核支援施設「あかつピア」(設置者：株式会社津サイエンスプラザ。津市、独立行政法人中小企業基盤整備機構、三重県、三重県安芸郡河芸町を筆頭株主とする第三セクター。)において外国企業の立地準備のための事務所を提供していく。

また、外国企業の誘致促進を目的とした行政・経済団体等の広域連携組織である「グレーター・ナゴヤ・イニシアティブ(以下「GNI」という。)」に津市が参画していることから、外国企業のサイエンスシティでの立ち上げ時には、GNIが弁護士等による法人設立手続などについて積極的な支援を行っていく。

また、この計画では、サイエンスシティにおける優れた情報通信インフラ基盤が整備されていること、並びに、「みえメディカルバレー創生特区」がバイオ・メディカル分野の外国研究者等への規制緩和による当該関連産業の

誘発と集積の早期実現を図る計画となっていることから、まず、成長分野で集積の核となることが見込まれる情報通信やバイオ・メディカル、同融合分野関連産業の事務所・研究所の立地をこうした立ち上げ支援制度の導入により積極的に実現したい。

こうした、成長分野の先導的な立地は、国内企業との連携や影響等においてシナジー効果が大きく、集積が集積を呼ぶ効果が期待できるものであることから、本計画による特区制度を活用して、平成18年度末までに当該成長分野の外国企業を誘致・立地し、産業集積の連鎖を起こす起爆剤としたい。

その後、これら外国企業を取り巻く国内外の関連企業の集積を促進し、研究・開発を担う業務拠点区域「津オフィス・アルカディア」、産業用地及び流通用区域に立地する企業等の相互相乗効果により、新たな産業創出や地域産業の振興に資する先端的産業の研究開発から製造、物流に至る一貫した産業活動を一元的に行い得る複合型産業集積地域をサイエンスシティにおいて実現し、安定した雇用の場を確保するとともに、地域における経済発展や活力増進を図ることを目標としたい。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

サイエンスシティの造成計画では、津オフィス・アルカディアと流通及び産業用区域における造成地を平成23年度末までに全て企業等向けに譲渡する予定となっている。

現在、サイエンスシティには、20社の企業が立地しており、立地面積率は20.4%となっている。主な立地企業としては、中核支援施設「あつピア」整備運営の第三セクター1社、情報通信関連（情報センター部門の立地を含む。）3社、医療用品関連2社、家電製品等営業関連1社であるが、

「津オフィス・アルカディア」を核とするサイエンスシティにおいて、国内企業と外国企業とによる立地率を本年度から平成20年度末までで50%に、そして、これに続く平成23年度末までで概ね企業立地が完了するよう、造成計画で想定する期間での企業立地を達成することが必要であり、特に、平成20年度末までの立地率を達成することが極めて重要である。

このため、この計画に基づくサイエンスシティへの特区制度の導入により、外国企業の立地の事前準備としての支店等開設を円滑に行い、併せて、これまでの土地賃貸制度による立地選択肢を組み合わせることで、結果、サイエンスシティにおいてシナジー効果となり得るような外国企業を、平成17年度末で3社立地させたい。

その後、GNIの活動を通じて企業発掘された外国企業や「みえメディカルバレー創生特区」により誘発された国内外企業のサイエンスシティへの集積を順次図り、平成20年度末までに概ね6社（年間2社程度）の外国企業の立地を追加していきたい。

結果、今回の特区制度の導入とこれまでの用地賃貸制度により、平成20年度末で外国企業9社の企業立地、約700人程度の雇用の場を生み出すことができると想定している。

8 特定事業の名称

外国企業支店等開設促進事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 海外ミッション派遣

津市では、三重県「みえメディカルバレー事業」の推進に係るジェットロ・ローカル・ツー・ローカル事業、特に、平成16年度の外国企業誘致の海外ミッション派遣時には、企業誘致担当が当該海外ミッションに参加し、外国企業への訪問やプレゼンテーションを通じて、津市のサイエンスシティ事業を紹介するとともに、国内への対内投資に係る企業誘致を積極的に行っている。

平成17年度においては、平成16年度の成果を踏まえて、バイオ・メディカル関連分野など成長産業における外国企業への誘致を市長や助役によるトップセールスで行い、平成18年1月～2月を目途に企業の特定を行う予定である。

(2) G N Iの企業発掘と立地支援

平成16年度先進的対内直接投資推進事業の採択を受けて、名古屋圏域（概ね名古屋から100km、1時間内地域）の行政・経済団体等が広域連携としてG N Iを組織し、津市もその参画団体となっている。

平成16年度は、日本への対外投資を検討している外国企業の発掘に取り組んでおり、それら調査に基づく外国企業への誘致活動をG N Iとの協同で行っていく予定である。

また、G N Iは、外国企業誘致のための広報活動等様々な活動を行っているが、外国企業が当該名古屋圏域に進出する場合には、その立ち上げ支援として、G N Iによる市場調査や弁護士等による法人設立手続相

談など積極的な支援を行っており、サイエンスシティへの外国企業の立地に際しても同様の支援を受けることができる。

(3) 他の特区の活用

「みえメディカルバレー創生特区」計画では、三重大学の研究を核とするバイオ・メディカル関連分野における創造的・競争的な研究を促進するため、外国人研究者や技術者の受入促進による研究拠点の形成を目指し、在留期間更新手続や就労規制の緩和を行っている。

このため、当該特区計画の経済的社会的効果により誘発された新事業や外国企業への技術移転等を行う上で、サイエンスシティがその事業活動の受け皿として位置づけられている。

(4) 中核支援施設「あかつピア」の業務支援

サイエンスシティ内における産業業務の中核支援施設「あかつピア」は、独立行政法人中小企業基盤整備機構、津市、三重県、河芸町が筆頭株主とする第三セクター、株式会社津サイエンスプラザにより整備・運営されている。

「あかつピア」は、この計画の支店等開設準備のための受入施設であるとともに、サイエンスシティに立地する企業の日常業務を支援し、新たな事業創出を担うベンチャー等起業家の操業支援の役割を担っている。

(5) 超高速・大容量情報通信インフラ環境の提供

サイエンスシティ内では、光ファイバによる大容量な情報通信インフラ環境やインターネット相互交換点（IX）を既に立地している情報通信事業者（地域CATV会社）が整備しており、情報通信やバイオ・メディカル関連分野の事業者や産業等がサイエンスシティ内に立地する際には、その事業開始に合わせて必要不可欠な超高速のIP通信網やイン

ターネット接続環境を極めて容易に享受できるものとなっている。

(6) 誘致条例による特化分野への手厚い優遇措置

津市では、津市企業立地促進条例に基づき、サイエンスシティへの企業の立地に対して各種奨励金の交付補助制度を設けている。特に、情報通信関連分野など成長が期待される先端的産業分野の企業が事務所・研究所や製造工場等の立地を行う場合には、一般の事務所や製造工場等の立地と比較して更に手厚い立地奨励金の交付補助制度を適用している。

(7) 三重TLOとの連携

津市では、地域における産学連携の推進を支援するため、三重大学等からの技術移転機関である株式会社三重TLOに特別会員として参画し、市の起業家支援施策などの情報を適宜提供してきている。

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

1 特定事業の名称

509 外国企業支店等開設促進事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

株式会社津サイエンスプラザ

同社は、中勢北部サイエンスシティ（以下「サイエンスシティ」という。）事業を推進し、業務拠点地区における中核支援施設「あのつピア」の整備と地域産業の振興を促進するために、独立行政法人中小企業基盤整備機構、三重県、津市、三重県安芸郡河芸町が筆頭株主（90.6%）となり、民間企業41社の協力を得て、平成8年4月3日に第三セクターとして設立したものである。

同社は、「あのつピア」でのオフィス賃貸を主な業務とするとともに、「あのつピア」を核とした企業間や産学間の交流、共同研究などの促進を図るほか、サイエンスシティに立地する企業の日常業務を支援している。

特区内への外国企業支店等の立地に際し、当該支店等開設準備に係る活動に携わる外国人

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

認定後直ちに

4 特定事業の内容

事業に関する主体

ア 株式会社津サイエンスプラザ

イ 特区内への外国企業支店等の立地に際し、当該支店等開設準備に係る活動に携わる外国人

事業が行われる区域

津市及び三重県安芸郡河芸町の区域の一部（中勢北部サイエンスシティ）

津市あのかつ台一丁目、二丁目、三丁目、四丁目及び五丁目の全部

津市大里小野田字八知 780-1、802～805、同字下八知 881～913、津市

大里山室町字百石 811-1、津市大里野田町字石田 1622-19～1622-30、

津市大里睦合町字長峰 2270-2～2270-5、同字北谷 2274-1～2306-9

三重県安芸郡河芸町大字南黒田字山沖 940～1004、同字山王 1055-1～

1110-1、1952-6～1952-8、同字内垣内 1312-1～1329-1、同字元里 683-2、

780-3、1330～1418-1

事業により実現される行為

次に掲げる施設において、外国企業の支店等開設準備に係る活動に携わる外国人の受入を行うことにより、サイエンスシティへの外国企業の立地と集積を促進する。

施設名	所在地	整備・管理者	施設の概要
あのかつピア	津市あのかつ台4丁目 6番地1	株式会社津サイエ ンスプラザ	インキュベーション室、共同 研究室、賃貸オフィス、 会議室などを整備

5 当該規制の特例措置の内容

サイエンスシティ事業は、津市及び河芸町が地域産業の高度化や地域雇用の促進を図るための産業立地基盤の整備として計画し、独立行政法人中小企業基盤整備機構（旧地域振興整備公団）と協同して整備を行ってきたものである。

一方、我が国の経済の振興施策として、平成15年度から5年間で、外国企業による直接対内投資を倍増するための推進事業がジェットロなどを中心として積極的に進められてきている。

その目的達成の取り組みの一環として、外国企業の誘致促進を目的とした行政・経済団体等の広域連携組織である「グレーター・ナゴヤ・イニシアティブ（以下「GNI」という。）」が平成16年度から組織され、当該組織に津市が参画している。

外国企業の立ち上げ時には、GNIが法人設立手続などについて積極的な支援を行うこととなっており、更に、この計画により外国企業が日本国内での活動を支援するための規制緩和を適切に講じることで、サイエンスシティへの外国企業の立地と集積を促進することができ、国と地方の産業振興に関わる相互施策の実現に大きく寄与するとともに、外国企業の直接対内投資倍増の目標達成に貢献するものとなる。

この計画においては、

- (1) 津市では、外国企業誘致の海外ミッション派遣と併せて、GNIにおける海外企業発掘と外国企業招へい、特に、バイオ・メディカル分野における外国企業の誘致活動を行ってきた。これら取り組みを通じて、北欧企業（ドイツ、スウェーデン、フィンランド）4社が地域企業との提携も含め、津市地域への投資関心を示してきてい

る。

このため、バイオ・メディカル分野など成長が期待される産業に関連するこれら外国企業がサイエンスシティに新たに進出するに際しては、サイエンスシティの中核支援施設「あのつピア」において、当該外国企業の支店等開設準備に供する事務所の確保が図られている。

このことから、外国企業の支店等開設に供する施設を提供するための必要な措置が講じられているものと判断した。

- (2) サイエンスシティの事業推進に関わって、三重県「メディカルバレー事業」との協力・連携やGNIの活動、駐日外国大使館等との共同事業開催等を通じて、これまで外国企業や外資系企業の誘致を促進するための活動を行ってきた。

これら取り組みの結果、北欧企業9社との誘致交渉を進め、その中、前述したように北欧企業（ドイツ、スウェーデン、フィンランド）4社が地域企業との提携も含め、津市地域への投資関心を示してきており、今後、平成17年度末までに当該外国企業の具体的な事業計画の作成まで到達することができると考えている。

更に、GNIにおける海外企業の発掘を平成16年度に行ってきたことから、今後、これら欧州企業10社程度を対象として誘致活動を行うこととなる。

また、この計画による規制緩和により、「みえメディカルバレー創生特区」で誘発され得る外国企業の立地をサイエンスシティにおいて速やかに受け入れることができ、この計画の実施が当該創生特区との相乗効果により、バイオ・メディカル関連分野や情報通信関

連分野、同融合分野（「バイオ・メディカル分野等」という。以下、この項で同じ。）など成長が期待される相当数の外国企業の集積が見込まれるものである。

これらのことから、今後、外国企業の集積が相当数見込まれるものと判断した。

（３） バイオ・メディカル分野等の関連産業における外国企業の事務所・研究所の立地は、成長が期待される国内企業との連携や影響等において相乗効果が大きく、集積が集積を呼ぶ効果が期待できるものである。

また、三重県「メディカルバレー事業」の実施や同事業に関わる規制緩和に伴い、この計画による特区制度を活用した外国企業の立地が地域における産業振興と産業集積に貢献すると見込まれるものである。

このため、これら分野の産業の発展が相当程度見込まれるものと判断した。

このため、この計画による規制緩和が、サイエンスシティにおける外国企業支店等の開設促進を図り、もって外国企業の対内直接投資を促進し、外国企業の立地に伴う地域の雇用の確保と産業活力拠点の整備を図るうえで必要かつ効果的であるという理由から、この特定事業に係る特例措置の適用が都市の健全な発展と秩序ある整備に寄与すると認めるものである。